

## 第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会（第2回）議事録

日時 平成26年1月30日（木） 午前10時～11時半

場所 船橋市役所9階 第1会議室

出席者 25名（欠席5名）

傍聴者 0名（定員5名）

### 議事

- 議事1 船橋市障害者計画基礎調査の報告について
- 議事2 計画の構成について
- 議事3 「第1部総論」について
- 議事4 その他

### 議事概要

#### 1 開会

##### ○事務局（障害福祉課 渋谷）

事務局です。それでは、ただいまより「第2回第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会」を開催いたします。本日は午前中に委員会会議をとり行いまして、午後に施設見学を予定しております。昼食につきましては、申しわけございませんが、各自でお取りいただけますようお願い申し上げます。

それでは会議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。まず、第1回のときに配布いたしました「船橋市障害者計画基礎調査報告書」、「船橋市障害者計画基礎調査報告書概要版」。以上2点、大丈夫でしょうか。また本日の配布資料といたしまして、会議資料1「計画の構成について」、会議資料2「第2次船橋市障害者施策に関する計画・国第3次障害者基本計画比較表」、会議資料3「国第3次障害者基本計画」、会議資料4「第3次船橋市障害者施策に関する計画について」、会議資料5「基本的な考え方」、会議資料6「第3次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会設置要綱」、本日举行します施設見学の資料の施設のパンフレット等、以上となります。また、事前にお配りいたしました資料といたしまして、施設見学資料1「第2回第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会施設見学スケジュール」、施設見学資料2「施設見学グループ名簿」、施設見学資料3「施設見学バス席次表」、以上となります。

本日の施設見学につきましては、何名か欠席される委員の方がございますが、グループ分けやバスの席順については、変更はございません。その他の資料といたしまして「本日の次第」、「会議の席次表」を配布させていただいております。以上で資料の不足のある方は、事務局のほうにお申し出ください。皆様、大丈夫でしょうか。

なお、本日の会議につきましては、船橋市情報公開条例第25条に基づき公開となり、会議の傍聴のほか会議録及び委員の氏名を公表することになっております。次回以降、個人情報などの不開示情報を含む議事の場合、非公開となりますので、どうぞよろしく願いいたします。それでは議事進行を、中坪晃一委員長をお願いいたします。

○中坪委員長

それでは、ただいまから「第2回第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会」を開催させていただきます。

本日は、現在30人中24名の委員の方々の御出席をいただいておりますので、第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要項第5条第2項の規定により、過半数以上の出席となっておりますので、委員会が成立いたします。なお、本日の傍聴者に関してでございますが、定員が5名となっております。傍聴者の希望はありますでしょうか。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

事務局です。本日の傍聴希望はございません。

○中坪委員長

はい、わかりました。それでは、本日の議事事項に入りたいと思います。

## 2 議事

### 議事1

#### 船橋市障害者計画基礎調査の報告について

○中坪委員長

最初に議事1の「船橋市障害者計画基礎調査の報告について」、事務局よりお願いいたします。

○事務局（障害福祉課 玉川）

それでは、「船橋市障害者計画基礎調査報告書」について御説明させていただきます。本日は、「船橋市障害者計画基礎調査報告書」の「概要版」に沿って説明をさせていただきます。こちらの薄いほうが、報告書の「概要版」になります。もし、本日お持ちにならない方はお知らせください。

それでは、報告書の1ページをお開きください。皆様、報告書の「概要版」等はお持ちでいらっしゃいますでしょうか。もしお持ちでない方は、御連絡をいただければお持ちいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、報告書の1ページをお開きください。まず初めに「調査の目的」ですが、この調査は「第3次船橋市障害者施策に関する計画」を策定するための基礎資料として、障害者の生活実態などの把握と、市民の意識を把握する目的で実施させていただきました。調査の種類としましては、身体障害者、知的障害者、精神障害者、施設入所者、一般市民への5種類のアンケートを作成しまして調査を行いました。このために報告書の構成が、3ページからのアンケート調査結果と、29ページからのアンケート調査結果（種類別）と分かれています。

次に「調査の方法及び対象」ですが、身体障害者につきましては、船橋市内に在住されている手帳をお持ちの方、難病のための特定疾患医療受給者票を所持している方の中から抽出した方々に、調査票を配布させていただきました。知的障害者については、船橋市内に在住されている療育手帳をお持ちの方から抽出して調査票を配布、御回答いただきました。精神障害者については、調査期間に、船橋市内にあります精神科の医療機関15カ所に御協力いただきまして、医療機関を通じて配布していただき御回答いただきました。施設入所者については、船橋市内の障害者入所施設4カ所と入院のできる精神科の病院3カ所に御協力いただき、入所・入院されている方々にアンケートに御回答をしていただきました。一般市民については、船橋市内にお住いの20歳以上の方の中から抽出した方々に、調査票を配布させていただきました。御回答いただきました。調査期間は、平成25年8月5日から8月19日を回答期間とさせていただきました。

ページが変わりまして、2ページ「(6) 調査票の配布・回収状況」をごらんください。アンケートの回収状況ですが、全体としては3,000部配布し、有効回収数が1,928件、有効回収率は64.3%という結果でした。現計

画である「第2次船橋市障害者施策に関する計画」を策定する際にも、計画策定のための基礎資料として、平成19年に基礎調査を行いました。この調査も今回と同様、身体障害者、知的障害者、精神障害者、施設入所者、市内在住の方から抽出し調査を行いました。この調査での配布数と回収率は、全体で2,075名の方に配布し67.8%となっており、今回の回収率は前回より若干下がってはおりますが、ほぼ前回と同じ回収率となっております。

では、3ページ以降の「アンケート調査結果」に入らせていただきます。このアンケート調査結果（全体）では、複数種類のアンケートでの共通設問を比べ、障害種別によって回答にどのような違いが現れるかを比較したのになります。時間の関係ですべての設問について触れることはできませんが、アンケート種別によって特徴が見られたものについて取り上げていきたいと思っております。

3ページになりますが、「(1) 年齢」、「現在何歳であるか」という設問に対しまして、平均で見ると身体障害者は67.7歳、知的障害者が28.0歳、精神障害者が50.1歳となっております。障害種別によって大きな差が見られます。また、身体障害者の回答では65歳以上の占める割合が67%と、知的障害者の3.2%、精神障害者の16.3%に比べ大幅に高くなっています。

次に4ページをお開きください。4ページ、「(2) 同居家族」ですが、「だれと一緒に住んでいるか」という設問に対しまして、身体障害者では「夫または妻」という回答が多いのに対し、知的障害者では「父母」が圧倒的に多く、精神障害者では「自分ひとり」が最も多くなっています。

続きまして、8ページをお開きください。「(7) 困りごとや悩みの相談先」についての設問では、身体障害者、知的障害者では「家族・親族」が最も多くなっているのに対し、精神障害者では「医師・看護師等」が最も多くなっております。

続きまして9ページ、「(8) 今後相談したいこと」という設問に対しましては、「日常生活について」「健康について」は各調査とも上位になっておりますが、そのほかに知的障害者と精神障害者では「就労について」が上位に入っており、施設入所者では「住まいについて」が上位に入っているなど、障害種別によって相談したい内容が若干異なっております。

続きまして12ページをお開きください。「(11) 就労の有無と種類」との設問では、身体障害者は、回答者の大半が65歳以上であることが要因になっていると考えられますが、身体障害者で働いている方が18.9%、知的障害者は52.8%、精神障害者は19.8%となっており、知的障害者の就労率が高くなっております。ただし、知的障害者につきましては、福祉的就労の割合が29.8%と非常に高くなっております。

続きまして13ページ、「(12) 月平均収入」の設問で、現在働いている方に1ヶ月の平均収入を聞いたところ、身体障害者は5割弱が15万円以上であるのに対し、知的障害者は過半数が3万円未満となっております。

続きまして15ページをお開きください。「(15) 外出の頻度について」の設問では、施設入所者では、「ほとんど外出しない」と回答した方が76.6%と、かなり多くなっております。

続きまして19ページをお開きください。「(20) 緊急な病状になった時に不安なこと」という設問に対して、各調査とも「自分だけでは動けない」という回答をした方が多くなっております。また知的障害者では「周囲との意思疎通や連絡手段について不安に感じる」との回答が多く、精神障害者では「頼れる人がいない」という回答も多くなっております。

続きまして21ページをお開きください。「(22) 入所者・入院者の地域生活移行への考え方」についての設問ですが、市民調査と他の調査の傾向が異なっており、身体・知的・精神・施設入所の調査では、「積極的に進めてもらいたい」と「慎重に進めてほしい」の回答がおおよそ半数程度で、「わからない」の回答も3割から4割ありました。それに対し市民調査では、「積極的に進めてもらいたい」と「慎重に進めてほしい」の回答が76.6%で、「わからない」の回答が14.9%となっております。しかし、市民調査においても「積極的に進めてもらいたい」と「慎重に進めてほしい」の割合を見ても、「慎重に進めてほしい」の割合が48.9%となっており、地域移行に対する方向性については賛成するが、その進めかたについては慎重に行ってほしいという結果が見受けられます。

続きまして25ページをお開きください。「(26) 今後必要だと思う福祉施策について」の設問で、各調査でも

っとも多かった回答は、身体障害者では「医療費の軽減」、知的障害者では「働く場の確保」、精神障害者では「所得保障の充実」、施設入所者は「障害に適した住宅の確保」、市民は「家族が休養できる体制」と、各調査で異なる結果となっております。障害者を対象としたアンケートでは、「所得保障の充実」が多くなっているのに対し、市民調査では「家族が休養できる制度」のほかに「能力に応じた職業訓練」「介助体制の充実」が上位に続いており、障害者を対象とした調査とは傾向が異なっております。

続きまして29ページをお開きください。29ページ以降は、種類別のアンケート調査結果になります。まず身体障害者を対象とした調査結果ですが、30ページをお開きください。「(3) 介助してくれる人、主な介助者の年齢」の設問ですが、先ほど身体障害者の回答者の年齢で、身体障害者の平均年齢が67.7歳でしたが、介助してくれる人も3分の2以上が50歳以上となっており、介助者の平均年齢は63.2歳となっております。

続きまして32ページをお開きください。「(7) 外出の際に設備等で不便に思うこと」の設問ですが、外出の際に不便に思うこととしては、「道路の段差」「建物・駅等の階段や段差」のどちらも3割以上の回答となっており、階段や段差で不便に思っているということがわかります。

続きまして知的障害者を対象とした調査結果ですが、33ページをお開きください。33ページの「療育手帳を取得した年齢は何歳か」という設問に対し、約60%の人が14歳までに取得していると回答しております。

続きまして34ページをお開きください。34ページの「通園・通学先」については、就学前が通所支援施設に通所する方が多く、学齢期になると特別支援学級や特別支援学校に通う方が多くなっております。

続きまして精神障害者を対象とした調査結果ですが、36ページをお開きください。36ページ、「(2) 自立支援医療の満足度」への設問ですが、「満足している」「やや満足している」と回答された方が56.6%になっており、全体の5割以上が満足しているという結果になっております。

続きまして施設入所者を対象とした調査結果ですが、37ページをごらんください。「(1) 現在の施設の入所年数」という設問ですが、現在の施設での入所年数については「11年以上」が38.3%で、もっとも多くなっております。施設へ入所した理由としては、「家族による介助が困難」との回答が半数以上となっております。

次の38ページの「将来希望する暮らし方」という設問については、27.7%が「この施設・病院で暮らしたい」と回答しており、もっとも多くなっておりますが、「家族と一緒に暮らしたい」「施設・病院を出て一人で暮らしたい」も、それぞれ25.5%、21.3%になっており、施設入所者の「将来希望する暮らし方」については、大きく三つの暮らし方を希望しているということが見受けられます。

最後に一般市民を対象とした調査結果ですが、39ページをごらんください。39ページの「障害のある人と一緒に活動した経験」などについては、「たびたびある」と「過去に何回かある」を合わせると、全体の6割弱の方が一緒に活動した経験があり、活動の内容としては次の40ページをごらんください。

40ページ(3)の「障害のある人と一緒に活動した経験の内容」という設問の回答のところで、「介助をしたことがある」「学校と一緒に勉強したことがある」「話したことがある」が4割以上となっております。

以上、簡単ではありますが、「船橋市障害者計画基礎調査報告書」の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### ○中坪委員長

ありがとうございました。それでは、ただいまの御報告に関して、御質問等があればお出しいただきたいと思います。ありがとうございます。

#### ○齋藤委員

調査票の配布と回収状況ですけれども、この精神障害者調査ですが、有効回答率が31.6%ということで、ちょっと低いような気がするのですが何か回答する側が、何か困っているようなことがあるのでしょうか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

ご質問ありがとうございます。精神障害者調査の回収率は31.6%で、他の調査と比べて若干下がっているという結果になっております。前回の調査でも精神障害者の回答は35.0%と、ほかの調査と比べて回答率は低くなっております。精神障害者の調査の方法としましては、医療機関に協力できる方に対して、調査票の回答をしていただくよう調査の協力をお願いさせていただいておりますが、精神障害者の回答率は低い傾向となっております。

○齋藤委員

これは医療機関に依頼をして、その中に入所している人、入院している人に回答を求めているわけですか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

精神障害者の調査票を配布させていただいている方は、医療機関に通院されている方です。入院されている方に対しては、施設入所者の調査票を配布させていただいております。

○齋藤委員

そうすると通院している人に対して配布しているということで、調査期間は2週間ですよ。

○事務局（障害福祉課 玉川）

はい。

○齋藤委員

2週間で、通院してきた人だけが対象となるのですか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

はい。

○齋藤委員

例えば、この調査で計画に反映するのであれば、もうちょっといろいろ回答していただいたほうが、反映するにあたっては精細な提案ができると思うのですが。

例えば、これは人手がかかることですが、施設に調査員を置いて、調査するっていうようなことを考えたりしないのでしょうか。人件費等かかるとは思いますけども。回収率がちょっと低いなという気はします。

○事務局（障害福祉課長）

障害福祉課長の大山でございます。御質問ありがとうございます。

身体障害者と知的障害者の調査方法は、こちらのほうで持っているデータから直接その方に郵送して回答をいただくということ調査方法で調査を行い、精神障害者の方への調査方法とは異なっており、こういう結果になったのかと思います。精神障害者についての調査方法につきましては次回以降に検討したいと思いますが、調査の対象となる方に、精神障害者の調査票を直接御自宅にお送りするということについては、やはり気になる場所もあり、今回はこのような方法をとらせていただきました。あくまでも病院に調査に協力していただける範囲で調査の協力をお願いさせていただきました。今、委員御指摘のように、単に病院をお願いするだけではなくて、市の職員を派遣するとか、もうちょっと期間を長くするとか、こちら辺については次回以降、検討させていただければというふうに考えております。以上でございます。

○中坪委員長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○島田委員

関連して、島田です。私は身体障害者手帳を所持していますが、主治医のほうから一時、「精神障害者手帳も、いただいたらどうか」と言われまして。私自身は精神障害とは思ってはいなかったのですが、今回の場合、療育手帳とか手帳を持っている方を対象に行なったと思うのですが、精神の場合はやはり、手帳を持つか持たないかということがありますし。主治医の先生から言われるのも、先生のほうも「そういう調査をお願いします」と言うのは難しいのかなと気がしております。そういう意味で、手帳をお持ちの方に、先生を通した後、次の調査へ行くと思うのですが、実際のところは、「私はそうじゃない」という方もいらっしゃるから、難しい結果である、こういうデータが出たのではないかと私は考えています。以上です。

○中坪委員長

対象者によって難しい事情もあるということ等、それから今後調査を進めていく上では、今の御意見等を参考にしながら、改善を図っていきたいということでよろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○鈴木洋文委員

「高根台メンタルクリニック」の鈴木です。精神科に関わる立場で、今のお話を聞いていて感じたのですが、各病院に調査票を一定数配布して、それを引き受けたスタッフが、手帳の所持者に対して声をかけて、「協力してくれるかどうか」という形で、調査に協力していただくというやりかたで調査を行っていたのではないかと思います。

医師のほうから調査に協力してくれという形で勧めるってことはしてないと思います、少なくとも千葉病院のほうではしてないんですけども。調査協力を依頼する中で「じゃあ、協力しましょう」と。「いや、大変だからいいよ」といういろいろなやりとりがあったと思うのですが、私はむしろ、知的障害者の調査有効回答率や身体障害者の有効回答率は、これはやっぱりかなり高いのではないかと。そちらのほうに関心がむしろ行くので、精神障害者のこの回答率は、そんなに低い回答率ではないというふうにも感じます。

知的障害者の方の調査は、対象者にはこれを直接送付して、親御さんが大体書く場合も結構あるってことがあると思います。やはりそういうモチベーションがあった上で回答する方が多いだろうし、身体障害者の方もそういうモチベーションというのは持っているのではないかと思います。精神障害者に関しては、そういう意味でちょっとブレーキがかかるところがあるのではないかと思います。私はこの30パーセントという数字は「よく協力してくれたんだな」というふうに受け取ったりもしていますので、必ずしも他の調査と比べて低いという印象については違うのではないかなというふうにも感じています。

一般市民の回答率も、それほど高いというわけでもなさそうですし、こういう調査というのは難しい側面もあって、身体・知的については、よくもこんなに協力者がいるのだと受け止めたほうがいいのではないかと感じています。

○中坪委員長

はい、どうぞ。

○犬石委員

精神障害者の家族の会の犬石と申しますけれども、やはり実際、回答率が低いというのが、実際確かにそうだと思いますが、結局、回答できる方というのは、安定されている方だと思います。だから、30何%の回答された方というのは、割りと安定されている方の回答で、逆に安定してない、レベルって言うと言葉が悪いんです

けど、もっともつと下、上下じゃないんですけど、そういう方たちのほうがたくさんいらっしゃるわけですね。そういう方たちのいろんな意向が吸い上げられてないのではないかということ、私たちは感じております。回答してもらうということは難しいのですけれども、アンケートを取る場合、精神の場合、その辺も齋藤委員が「人件費がかかるかも分からないけど、誰かを置く」とか、それはちょっとあれなんですけれども、他のもう少したくさんの人、精神障害者の意見が吸い上げられるようなアンケートのやり方を考えていただければと思います。

○中坪委員長

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○齋藤委員

障害者等々に、家族もですけれども、設問をして調査アンケートを取るというのは非常に難しい問題だと思います。今言われた、精神関係者は、落ち着いた人たちが多分、回答していると思うのですけれども。設問等もあるのでしょうけれども。例えば医療機関の方々、従事している職員の方々と、普段通院している方の精神障害者、それから入院している精神障害者、それからそこに来られる家族の方々の意見・お話等を従事者たちが聞いたものをメモして、それを集約して、調査時期に出していただくという方法もあるのではないかという気はします。非常に難しい問題だとは思いますが。

○中坪委員長

他にも、何かございますでしょうか。

○山田委員

「ちば MD エコネット」の山田です。先ほども御説明があったのかもしれませんが、今、回答率等のことを伺っていて、調査票の配布、回収状況の配布数ですけれども、全体で3千部ということで、これは市内に住んでいらっしゃる各障害者の方の人数、配分に合わせて配布されたということだとは思いますが、精神障害者の方の潜在的な数というのは、もしかしたらなかなか数字に上がってくるのは難しいかもしれませんけれども。

例えば今の犬石委員の家族会のお話などを聞くと、もう少し調査の数も多少多めにするとか、そういう形でいろいろな方の状況を把握できるような工夫というのはできないものかなというのが一つでございます。

あと、こうして数が上がってくるということは、非常に数というのは力があるので、私どものこれからこの施策を考えていくときに、結構大きな要素だと思いますが、この数に現われてこないところを常に想像するような形で、この議論を進めていく必要があるかと思っております。以上です。

○中坪委員長

調査の方法等、大変さもいろいろあるということ踏まえた上で、この回答率をどう評価するかということにも、いろいろ思いがおりかと思えます。さらに加えて、今のように「回答に出てこないお気持ち」なんかでもすね、思いやって、具体的な施策を考えるときに、いいものにしていけたらということでしょうか。他にはいかがですか。

○宮代委員

宮代です。例えば知的障害の方に340 配布して、251 回収ができた。これは特に知的障害の方の場合ですけれども、誰がお答えになったのか。御本人がお答えになったのか、御家族がお答えになったのか、その辺がわかりますか。とは言って、施設入所の方についても、100%御本人がお答えになったのか、施設側が答えたのかというところも踏まえて、もしその辺がお分かりになれば教えていただきたい。いわゆる回答者ですね。

○中坪委員長

関連して何かございますでしょうか。

○伊藤（砂）委員

「船橋こころの福祉協会」の伊藤です。今のことで、関連することで「実際に関わっている方の意見なども踏まえて」という話が出たと思いますが、そうしてしまうとこの調査の意図が、本人の意思を聞くという、数でそれを示して、公平に判断していくっていうことに欠けて、精神だけ特別扱いになってしまうのは、ちょっと避けたいなという気持ちがある中で、今、宮代さんがおっしゃったように、精神のほうでは確かに御本人が答えてらっしゃると思うのですね。本人の意思っていうことでは多分、他の障害よりもかなり重く言われていると思いますので

知的の方ですと、ある程度「この子の気持ちは、私が分かっている」ということで、親御さんが答える方。また「この子にとっては、これがいいはずだ」ということで、周りの方が判断されることがあると思いますが、精神の方の「この病院でずっと暮らしたい」という方がこれだけいるということの重みというのは、やっぱりその方の気持ちをちゃんと、数は少ないのですが、反映した結果が出ているのではないかなと思いますので。やはり、誰が答えたのかということをはっきりさせて、それによってちょっと違いが出てくるのかもしれないということを見るということが必要なのかなと。

あと、やはり病院に通院されている方なので、先ほどの自立支援医療の満足度は高いんだろうとか、そういうことがあるのかなと思いますので。配布・回収率が低いなら、それなりに今度は多くするとか、やはり誰が答えたのかっていうのははっきりさせたほうが、山田委員がおっしゃるような「想像力を働かせて」っていうのも勘案しながら、関連的に参考にはすごくなると思います。

○千日委員

回収率の話にもなりましたが、先ほど宮代委員が言われたように、いろいろ配布数もあるんですけども、施設入所者の配布数っていうのは極端に少ない。100 というのも、ちょっと気になります。市内の入所者の全定員というのも把握ができていませんけれども。

特に今、議論している「誰が答えたか」というところについては、私も非常に興味があるのですが、多分、知的障害の場合は、この設問では答えられないものが非常に多いと感じます。

特に権利擁護のページなんかを見ると、「人権を損なうような扱いを受けたか」と。そもそも、施設入所者の調査票の中には 身体の方、精神の方、知的の方というものがあるので、多分すべての障害の施設入所者の方に配布しているのだと思うのですが、この権利擁護の「人権を損なう扱いを受けた経験の有無」の問い、設問になると、知的の方が答えられる項目はほとんどないのです。希望した学校に入学ができなかったとか、飲食店・ホテルなどで利用を断られたとかというものでは、非常に実態との設問の乖離性を感じるわけです。したがって、ほとんどが「特にない」という66%になっている。「これは本当なのか」というところにこれから踏み込んでいかないとと思います。

設問はあるのですが、特に知的の場合の回答というのは、まだ親御さんが中心になって回答するのはいいと思うのですが、施設入所支援の中で、職員がかなり関与して回答はされているのではないかとしか考えられない状況です。

この辺で、特に今、非常に大きく問題になっている、この権利擁護のことについて、知的の方、あるいは精神の方の意見というものを、どういうふうに、少しでも正確にというか、リアリティーのある回答というものを求めていくのかというのが非常に大きな課題だと、このように考えております。

○中坪委員長

御本人たちからの意向をどういうふうに受け止めるかということが、多分話の基調だろうと思うのですが、宮



代委員のほうから出ていた質問について、何かお答えはありますでしょうか。知的障害の人たちの回答者はだれなのかということですね。

○事務局（障害福祉課 玉川）

先ほどのアンケートの記入者について、どなたが書かれたかということについてお答えさせていただきます。

知的障害者のアンケートの調査結果なのですが、アンケートの記入者で一番多く記入された方というのは父母ということで、73.7%の方が、「父母が回答された」というアンケート結果となっております。

身体障害者は、一番多く回答された方が、「御本人様が回答された」ということで、72.3%の方が、「御本人様が回答された」というアンケート結果となっております。

精神障害者の方なのですが、96.9%。アンケートの回答によりますと、ほぼ100%に近い方が、「御本人様が回答された」というふうなアンケート結果となっております。

最後に施設入所者の方なのですが、53.2%の方が、「御本人様が回答された」ということで一番多い回答ではあるのですが、「施設・病院の職員の方が記入された」というのも、27.7%というふうな回答結果となっております。

○鈴木洋文委員

非常によくわかりました。それで、その内容自体は調査報告のどちらに載っているのでしょうか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

概要版のほうには載ってはいないので、分厚い方の、本編の方には載せさせていただきます。

まず身体障害調査、ページ数だけ申させていただきますと、身体障害調査の方が、分厚い方の本編のほうで37ページ、知的障害者を対象とした調査結果で127ページ、精神障害者の方が189ページ、施設入所者調査のほうで243ページで、こちらのほうで先ほどの「アンケートの記入者」についてのアンケート結果が載っております。

○鈴木洋文委員

よくわかりました。「アンケートの記入者」については、それは非常に大事な部分で、それを前提にこの調査を読み込みながら、想像力を働かせて、やっていくということによろしいのではないのでしょうか。

○中坪委員長

よろしいでしょうか。なかなか調査自体が難しさを、対象者によって難しさを伴っていくということがおわかりいただけるかと思います。しかも今のお話ですと、本人が答えていないということなんかもありそうですので、今お話しいただいたことも踏まえて、結果に出ていない周辺の方たちの、周りにいる方たちの、支えておられる方たちの気持ちなんかも受け止めながら、行間から受け止めながら、具体的なことを考えていくときの、参考資料にするということになりますでしょうか。よろしいですか。

たくさん御意見をいただきましたが、この資料自体は大事に受け止めないといけないというふうに感じておりますので、この資料をベースにしながらも、さらに少し思いを広げていただいて、お考えいただくというのでいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○中坪委員長

それではそういうことで、この報告のことについては承ったということにさせていただきますと思います。

## 議事2

### 計画の構成について

#### ○中坪委員長

続きまして次の、議事の二つ目になります「計画の構成について」ということでございます。こちらの内容につきましては、今後の計画の進行に関わることでもありますので、本日皆様の御意見を伺い、方向性について定めてまいりたいと存じます。それでは、事務局のほうから御説明お願いいたします。

#### ○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局です、よろしくお願いいたします。本日配布させていただきました会議資料1「計画の構成について」の資料をごらんください。今回の「第3次船橋市障害者施策に関する計画」の構成につきましては、平成25年9月に策定された「国第3次障害者基本計画」の構成を参考に、基本的な構成としていきたいと考えております。これは障害者基本法に基づく市町村障害者計画である「第3次船橋市障害者施策に関する計画」は、国の障害者基本法に基づく計画である「障害者基本計画」を基本として策定を求められていること。

また、続きまして会議資料2「第2次船橋市障害者施策に関する計画・国第3次障害者基本計画比較表」をごらんください。左のほうの「市」と書かれているものが「第2次船橋市障害者施策に関する計画」の構成で、右の「国」と書かれているものが、今回、平成25年9月策定の「国第3次障害者基本計画」の構成です。こちらの市の「第2次船橋市障害者施策に関する計画」と、国の「第3次障害者計画」の構成を比較してみましても、計画の構成としてはほぼ同一で、今回策定された、国の「第3次計画」に構成を合わせるという手法を取ったとしても、第2次の「市の障害者計画」と整合性をはかることは可能なこと。それらのことから、今回、市の「第3次障害者計画」については、「国・第3次障害者基本計画」の構成を基本に策定していくものと考えました。

では再び、会議資料1「計画の構成について」をごらんください。右の表が国の「第3次の基本計画」の構成で、左の表が今回策定の「第3次船橋市障害者施策に関する計画」の構成です。国の構成を基本としていますが、必ずしも国の構成と同一ということではなく、船橋市での障害者施策という観点から、また前回の計画を踏まえるという観点からも、その構成について適宜修正を加えております。この修正については、国の計画においては各分野施策として成立するような分野も、市においては一つの分野という観点で見ると、施策の分野として残すということが適切かどうかという観点も主に入っております。

右の表の、※の欄で記載している箇所をごらんください。こちらが分野別施策で国から修正している主な記載内容を記載しております。国の「6. 情報アクセシビリティ」を、市では「生活支援（情報利用のしやすさ）」という形で含め、国の「3. 教育・文化芸術活動・スポーツ等」と国の「国際協力」を統合。国の「8. 差別の解消及び権利擁護の推進」と「行政サービス等における配慮」を、市では「7. 差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮」と統合するなどの調整を行わせていただいております。

続きまして、「成果目標」について御説明させていただきます。今回の計画では、成果目標についても導入させていただきたいと考えております。「第2次計画」については具体的な成果目標についての記載はありませんでしたが、国の「第3次障害者基本計画」において、計画の実効性を確保するため成果目標が設定され、その目標については「数値等に基づき、取り組みの実施状況及びその効果を把握・評価し、その結果に応じて取り組みの見直しを行う」との記載もされていることなどから、市の「第3次障害者計画」においては、成果目標を導入することも検討しております。すべての成果目標に数値目標を導入するというわけではありませんが、その成果目標の一部には数値目標を導入するように考えております。

以上が、計画の構成についての説明です。

#### ○中坪委員長

はい、ありがとうございました。お聞きのとおりでございます。第2次の障害者施策に関する計画の項立てと、それから今回、国が示した項立てと、新たにこういうふうにしたいという予定案であります。それから成果目標

についても触れていきたいと、こういう御提案ですので、このことに関わって、御意見等があればお出しいただきたいと存じます。いかがでしょうか。

○佐藤委員

佐藤でございます。今、御説明をいただいて、「ここがああいうふうに動いて、あっちがこういうふうに動いた」というのは御説明があったのですが、国の項目を変えたり、あるいは第2次の計画等も今回ここを変えましたというのは、何がどうして動いているのかというところが、ちょっと御説明をいただかないと頭の中に入らない。私は頭が悪いものだから、よくわからないので、ちょっと国の項目とここを変えるのだというのを、もし理由があれば、理由がないのだったら、ないで結構ですけれども。単に「変えました」というだけでも結構ですけれども、何か変える以上は理由があるのだから、理由をちょっと御説明いただけないでしょうか。

○事務局（障害福祉課長）

障害福祉課長の大山でございます。例えば国のほうは、「国際協力」という項目があるのですけれども、国レベルで国際協力を進めていくということについては、いいと思うのですけれども、市単独で国際協力を進めていくとか、そういうことについては、ちょっとなかなか難しいのかなと。

そうしまして、国際交流が市のレベルでは適切ではないかというふうに考えたときに、今、国の第3次の計画では、国際協力というのが1項目にはなっているのですけれども、なかなか施策の進め方として、単独の施策としては、考えるのは難しいのではないかというようなこともありまして、そうであれば、教育だとか文化・芸術・スポーツなどの項目に含めて考えていったほうがいいのではないかと、市のレベルとしてはですね。そういうことがありまして、まずこの3と10については、そういうような形で統合しております。

それと、「差別の解消」の関係の9のところなのですけれども、「行政サービス」なのですけれども、基本的には、差別の解消・権利擁護というのは、非常に大きな項目になっていくと思います。それが、ちょっとまだ見えない部分もありますけれども、やはり行政サービス等の提供の中で、きちんとそういうようなことも配慮していくべきではないかということで、ここら辺は一体になるのではないかと、現時点では考えております。

それから、「情報アクセシビリティ」というのは、重要な項目なのですけれども、やはりこれは情報の取得に障害のある方の「生活支援」の分野で総合的にとらえたほうがいいのではないかというような考えから、このようにさせていただいております。

ちょっと補足の説明が漏れていて、大変申しわけなかったのですけれども、今後、この項目ごとにある程度、議論をしていただくために、今回、とりあえずこれで確定させていただきたいということで、案として示させていただきましたけれども、実際、項目別に議論をしていく中で、「やはりこの項目については、ボリュームが非常に大きくなって分けるべきだろう」とか、「これとこれは似通った項目になるから、一緒にすべきだろう」ということについては、今後の各章を議論する中で出てくるものだというふうに考えております。

そういう意味では、今後の議論を進めていく上での仮の確定というふうな形で考えているところでございます。以上でございます。

○佐藤委員

ありがとうございます。ということは、今の御説明では、これは確認なのですが、国のほうの8と9を7に統合しますという場合の理由としては、行政サービスの中に権利擁護とか差別の解消というものを含めると、要するに差別の解消とか権利擁護というのは、行政サービスの問題であるという、こういう位置づけになるのでしょうか。

○事務局（障害福祉課長）

すいません。必ずしもそういうふうな、限定されたというふうには考えておりません。行政サービス等におけ

る配慮ということで、それ以外の、行政サービス以外のものについても、差別の解消・権利擁護というのは、これは大きな今後の課題になってくると思っていますので、「等」という形では、なっていますけれども、行政サービスに限定というふうには考えておりません。

そこで個別に議論する中で、市の計画として差別の解消を図っていく上で、やはり市の関与ということが必要となってくることから、この行政サービスと一緒にしている部分もありますけれども、社会全体で取り組まないといけない課題という認識は非常にありますので、そこは行政サービスに限定されているという考えではありませんので、一応それは御説明させていただきたいと思います。以上です。

#### ○佐藤委員

佐藤です。項目立ての問題ですから、中身に何を盛り込むかということが大切なので、特にこだわりはいたしませんけれども、差別の解消の問題も権利擁護の問題も、大変重要な問題があつて、もちろん、今の課長の御説明がありましたように、行政サービスの問題にとどまらないというのは、これはもう当たり前のことなわけですけれども。いわゆる市民が権利擁護を担っていくというときの課題というのは、かなり大きなものがあるように思うのですね。それを検討していくときに、項目立てと一緒にして、解消して、それでいけるのかなという危惧をちょっと感じています。

なので、これから具体的に文章を考える上で、これからまた項目立ては、また再検討の余地がありますということですから、それはそれで結構なわけですけれども、ここを一緒にしてしまうというのは、ちょっと乱暴かなという印象を私は持っております。

#### ○中坪委員長

今後の検討の過程で、再構成するということもあり得るというお話でしたので、そのことを少し踏まえていただいてということになるかと思いましたが、御発言の趣旨は、権利擁護は大変大きな課題なのだと、行政サービスに埋没させてはいけないみたいな、そういうことがあるのかなというようなお話を伺っておりましたので、今後の議論の過程で、そこを一つの項にすることも出てくる可能性もあるということとして、受けとめさせていただければどうでしょうか、何か他に意見はございますでしょうか。

#### ○山田委員

「ちばMDエコネット」の山田です。この二つが一緒になるということで、むしろ私は、この大きな「差別の解消及び権利擁護の推進」を、障害福祉課がもちろん中心になりながら、市役所全体で行政サービス等に、いわゆる模範を示しながら市民を引っ張っていくという決意のあらわれでいらっしゃるのかなというふうに思って、その意味では大変期待をしたものでございます。

それで、この障害者計画、基本計画は、全庁を上げてさまざまな生活分野で考えていただかなければいけないことですので、そういう意味で期待して、委員としても頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

#### ○中坪委員長

はい。ほかは、いかがですかね、今の話に関わって、7番のほうにも「権利擁護云々」という文言もきちんと入っておりますので、場合によると再調整して、7を二つに分けるようなことも議論の中では出てくるかもしれないという、今の段階ではそのような形で押さえておけばと思います。

ほかは、いかがでしょうか、よろしゅうございますでしょうか。ほかにも、もし御意見がなければ、次に移ってまいりたいと思いますが、「計画の構成」は、くどいようですけれども、当然このあとの議論の中で変わってくることもあろうかと思っておりますので、きょうのところは事務局で出された案に従って、内容を検討していくということにしておきたいと思っております。よろしゅうございますでしょうか。

○委員一同  
異議なし。

### 議事3

#### 第3次船橋市障害者施策に関する計画策定趣旨

それでは議事の3に移ります。「第1部総論」についてでございます。こちらにつきましては時間の都合上、本日は、事務局案について御説明をいただくことにいたします。その内容につきましては、次回の第3回委員会でいろいろ御意見等をちょうだいして、詰めていけたらというふうに思っております。

それでは、事務局のほうから、御説明をお願いいたします。

#### ○事務局（障害福祉課 玉川）

それでは、説明に入らせていただきます。会議資料4「第3次船橋市障害者施策に関する計画について」をごらんください。

まず、この計画の位置づけですが、「第3次船橋市障害者施策に関する計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害計画であり、船橋市における障害者のための施策の最も基本的な計画として、また、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の体制の確保を目的とし、就労の促進や社会参加の促進、自立支援の充実などを図るため、サービス量の見込み量を定めた「船橋市障害福祉計画」の上位計画に位置づけられています。

この計画は、市が障害のある人のための施策を実施するにあたっての施策の方向を示すものです。また、市民や市民団体が障害のある人を支援していくうえでの指針となることを期待するもので、国の「障害者基本計画」及び「後期重点施策実施5か年計画」並びに「第四次千葉県障害者計画」との整合性を図り策定された第2次計画を、国の「障害者基本計画（第3次）」（平成25年度～29年度）及び「第四次千葉県障害者計画（改定版）」との整合性を図ったうえで、本市の障害のある人の状況などを踏まえて見直しを行い、第3次計画として策定するものです。市のほかの計画との整合性を図りながら、策定していきます。併せて、今後市が各種計画を策定にあたっての理念と目標を示していきます。

続きまして、計画の期間です。計画の期間ですが、平成27年度から平成32年度までの6か年を計画とします。これは「船橋市障害福祉計画」との期間の整合性を図ることにより、両計画の一体的な実施を図るためです。なお、今後の社会情勢や障害のある人を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

続きまして、計画の対象です。計画の対象ですが、本計画では、障害者基本法第2条に規定されている身体障害・知的障害・発達障害を含む精神障害に加え、高次脳機能障害、そして難病等によって継続的に日常生活または社会生活に支障のある人を対象としていきます。

続きまして、計画の構成です。計画の構成については、先ほど御説明させていただきましたが、現段階では、「第3次船橋市障害者施策に関する計画」は、「第1部 総論」・「第2部 各論」・「第3部 推進体制」の3部構成で構成され、「第1部 総論」では、「第1章 第3次船橋市障害者施策に関する計画について」で「計画の位置づけ」や「計画の期間」、「計画の構成」等を示し、「第2章 基本的な考え方」にて、現計画の「基本理念」や「施策の基本原則」を示します。

「第2部 各論」では、障害の有無によって分け隔てられることなく、だれもが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現を目指して、船橋市が行っていくべき施策を分野別に、現段階では7章に整理して示していきます。

「第3部 推進体制」では、これらの取り組みを総合的かつ計画的に推進するための体制を示していきます。

続きまして、策定の方法です。今回の策定は前計画である「第2次船橋市障害者施策に関する計画」を引き継ぐ第3次計画であることから、第2次計画の理念と法律の改正等を踏まえ、新たな計画を策定することとしました。今回の計画策定に合わせ、「第3次船橋市障害者施策に関する策定委員会」を設置しました。合わせて庁内

組織として「第3次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会」を設置し、「庁内検討委員会」で検討した計画案を「策定委員会」へ提示し、「策定委員会」において協議します。このように連携を図りながら、平成25年11年より策定作業を開始しました。また、政策の作成に先立ち幅広く市民の声に反応するために、「船橋市障害者計画基礎調査」を平成25年8月に実施、実情の把握に努めました。

「第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会」は、相談支援事業者やサービス事業者、保健・医療機関、当事者団体などから構成される船橋市自立支援協議会の委員24名と学識経験者2名、公募委員4名の合計30名となっております。

「第3次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会」は、計画を所管する40課で構成されており、策定委員会との連携を図っていきます。なお、「第3次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会」については、会議資料の6をごらんください。

続きまして、会議資料5「基本的な考え方」をごらんください。それでは第3次計画の基本理念について説明させていただきます。平成10年に策定した第1次計画においては、国際障害者年のテーマであり、その後の我が国の障害者施策の基本ともなっている「完全参加と平等」の実現を目的として、障害のある人が地域社会の中で普通の生活ができることを目指す「ノーマライゼーション」の理念と、障害がある人が自立するために適切な支援を行い、個人の尊厳の確保を目指す「リハビリテーション」を基本理念として計画の推進を図りました。

第1次計画（改訂版）においては、個人の尊厳を基本とし、施設福祉から地域社会での自立を目指した支援費制度という自己決定の選択による契約制度へと変化したことを踏まえ、第1次計画の理念のもとに、共に支え合う地域社会の中で、市民一人一人が「自分の生き方を地域で自分らしく実現できる社会」を目指すことを基本理念としました。

第2次計画においては、第1次計画および第1次計画（改訂版）の理念を踏まえつつ、「障害者自立支援法」の目的として「障害のある人もない人も安心して暮らすことができるような地域をつくること」が示されたことを受け、障害のある人がその障害の種別、程度を問わず、自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図る「ノーマライゼーション」の理念と、地域の社会資源を最大限に活用し、支援体制の整備を進め、地域生活への移行や就労支援を適切に行うことで、個人の尊厳の確保を目指す「リハビリテーション」の理念に基づき、また、すべての市民が障害および障害のある人に対する理解を深め、共感を持つことで「誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせる社会の実現」を目指すことを基本理念としました。

第3次計画においては、今までの計画の理念を踏まえつつ、平成23年7月に改正障害者基本法により「すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念が示されたこと、平成23年6月に障害者の虐待防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利擁護の援護に資することを目的とする「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」いわゆる「障害者虐待防止法」が成立したこと、平成25年6月に障害者基本法第4条の差別の禁止の規定を具体化した法律である「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる「障害者差別解消法」が成立したこと、障害者就労施設等が供給する物品および役務に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とした「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進に関する法律」いわゆる「障害者優先調達法」が成立したことなどを踏まえ、計画の基本的な考え方を表す基本理念を下記のとおりとしました。

本計画の基本理念です。障害のある人が社会を構成する一員として社会、経済、文化その他、あらゆる分野の活動に参加する機会を確保され、どこで誰と生活するかについての選択を自らが行える、また障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重することにより、だれもが地域社会において共生することができる。「障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現」を目指すことを基本理念に据えて第3次計画を策定することとします。

最後に施策の基本原則です。この基本理念の実現のため、以下の三つを基本原則として施策を行ってまいりま

す。

### 1. 障害のある人の自立や社会参加のための支援

障害のある人は個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を送ることができるように、日常生活に相談支援や就労支援により個人としての自立や、教育、文化活動・スポーツ等の社会参加活動への参加を支援いたします。

### 2. 障害および障害のある人への理解の促進

障害者施策の推進は市民の幅広い理解を得ながら進めていくことが重要であり、また誰もが共生できる社会を目指すためには、障害のある人もない人も相互に交流を行っていくことが重要です。広報・啓発活動の推進や福祉施設や教育機関、地域住民との日常的交流を促進していきます。

### 3. 社会全体によるまちづくりの推進

障害のある人に関する施策は福祉・保健・医療・教育・生活環境など幅広い分野にわたっています。また道路や建築物などのバリアフリー化などのハード面でのまちづくりだけではなく、行政機関・医療機関・教育機関・地域住民などの有機的な連携が欠かせません。

ハードとソフトの両面による、社会全体による誰もが個人としての尊厳が重んじられる共生社会のためのまちづくりを推進いたします。

以上が、「第1部総論」についての説明です。

#### ○中坪委員長

はい、ありがとうございました。御説明いただきました、先ほどの計画の構成の中で言いますと、「第1部総論」に入る部分というふうに理解をしてよろしいでしょうか。「第1部総論」が2章立てで、今お示しいただいた資料ということになりますが、よろしいですかね。

#### ○事務局（障害福祉課 玉川）

はい、そのような形になります。

#### ○中坪委員長

そういう位置づけとして受け止めていただいて、内容についてはまた次回以降、議論をしていくことになるかと思いますが、ただいまの御説明で何か御意見等あれば、あるいはお尋ねになりたいことがあればお出しいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

#### ○佐藤委員

佐藤でございます。総論の部分ですので、大変抽象的な話が出ていてなかなか議論しにくいのですが、会議資料5の「基本的な考え方」のところで、非常にたくさん現行の障害者関連法規を挙げております。こういった障害者関連法規が昨年策定されましたので、これを守るといふ、そういう御趣旨で総論が構成されているというのは、これはまあもつともな話だと思うんですが、ここまでいくつも挙げるのであるならば、ということなんですけれども、最近批准した国連の障害者権利条約も挙げたらどうかというふうに思うんです。もちろん条約ですので、国内法に直接適用があるかどうかという難しい問題もありますし、国内法の中にその条約の支持が生きているんだという考え方ももちろんあるわけで、したがってあえて挙げないという、こういう考え方もあり得るかと思いますが。まあ、このような条約があつて、その趣旨を船橋市民に生かすのであるというように立場を市として取るということであるならば、それは挙げておかれたほうがいいのかというふうに思います。

#### ○中坪委員長

権利条約に関わつてのご意見ですがいかがでしょうか。

○事務局（障害福祉課長）

障害福祉課長の大山でございます。貴重な御意見ありがとうございました。具体的には、その中身については次回のところで皆様方に議論していただくような形になると思いますので、今の貴重な御意見を踏まえてですね、御議論いただければと。非常にもっともな御意見だというふうに思います。以上です。

○中坪委員長 はい、よろしいでしょうか。ほかはよろしいでしょうか。それでは御意見はないようですので、大変時間もちょっと押してまいりましたので、これで議事のほうについては終了とさせていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。それでは、最後に事務局のほうから、ご連絡等があればお願いいたします。

議事4

その他

○事務局（障害福祉課 渋谷）

事務局です。次回の開催についてですが、平成26年3月を予定しております。開催日時、議題につきましては、また改めて御連絡させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

また、冒頭でも御案内いたしましたが、午後からは施設見学を予定しております。午後は施設見学ですので、事務局のほうで進行させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

ありがとうございます。では出席される委員の方につきましては、バスが12時30分に出発いたしますので、12時25分までに1階の正面玄関のほうにお集まりいただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○中坪委員長

それでは、ほかには何かございますでしょうか、よろしいでしょうか。午後、御参加いただける方々には12時25分ということですので、よろしくお願いいたします。それではこれもちまして、本日の会議を終了することにいたします。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。